

# 山口県報

平成23年  
3月31日  
(木曜日)

## 目 次

規則

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)……………二

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………二

職員の日直宿直規則の一部を改正する規則(人事課)……………二

山口県職員被服等賞与規則の一部を改正する規則(人事課)……………二

知事が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………三

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(秘書課)……………四

訓令

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課)……………四

山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課)……………四



職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第十九号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一組織上の職の表出先機関に関する部分中「、副院長、主任部長」、「、技師長、副技師長」、「、総看護師長、保健師長、看護師長」及び「、主任助産師」を削り、別表第一業務上の職の表中「、薬剤師」、「、臨床工学技士」、「、歯科衛生士、歯科技工士」、「、調理長」、「、主任ボイラー技士」、「、主任調理員」、「、主任病棟員」、「、ボイラー技士」、「、調理員」及び「、病棟員」を削る。

別表第二の一の表出先機関の項中「山口県立総合医療センター、山口県立こころの医療センター、」及び

副 院 長	院長をたすけ、上司の命を受けて病院の事務を整理する。
主 任 部 長	上司の命を受けて病院の事務のうち診療に係る事務を整理する。

山口県立総合医療センター及び山口県立こころの医療センターの事務局長を次長を除く。

を「次長」に改め、

山口県立総合医療センター及び山口県立こころの医療センターの事務局長をたすけ、上司の命を受けて事務局長の事務を整理する。

技 師 長	上司の命を受けて技師の業務に関する事務を掌理する。
副 技 師 長	技師長をたすけ、上司の命を受けて技師の業務に関する事務を整理する。

総 看 護 師 長	上司の命を受けて看護に関する事務を掌理し、所属看護師等を指揮監督する。
保 健 師 長	上司の命を受けて保健に関する事務を掌理する。
看 護 師 長	上司の命を受けて看護に関する事務を掌理する。

主 任 助 産 師	上司の命を受けて助産に関する事務を処理する。
-----------	------------------------

を削り、別表

及び

を削り、

第二の二の表薬剤師の項、臨床工学技士の項、歯科衛生士の項、歯科技工士の項、調理長の項、主任ボイラー技士の項、主任調理員の項、主任病棟員の項、ボイラー技士の項、調理員の項及び病棟員の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事等の給与の特例に関する条例施行規則（平成二十一年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条中「、このころの医療センター総看護師長」を削り、同条を第三条とする。

第五条を第四条とする。

別表中「（第五条関係）」を「（第四条関係）」に改め、同表知事の事務部局の項中「岩国基地沖合移設対策室次長」を「岩国基地対策室次長」に改め、「山口きらら博記念公園管理事務所長」、「このころの医療センター事務局長」及び「農林事務所部長」を削り、「菅野ダム管理事務所長」を「山口きらら博記念公園管理事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十三年山口県規則第七十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第一号中「、調理長」、「、主任ボイラー技士（ボイラー取扱主任者を除く。）」、「、主任調理員」、「、主任病棟員」及び「、ボイラー技士（ボイラー取扱主任者を除く。）」を削り、「、調理員、農場員又は病棟員」を「又は農場員」に改める。

第九条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

別表第二の一級の項中「、ボイラー技士」を削り、「、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士」を「、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士」に改め、同表四級の項中「、ボイラー技士」を削り、「、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士」に改め、同表五級の項中「、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士」を「臨床工学技士」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の日直宿直規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十二号

職員の日直宿直規則の一部を改正する規則

職員の日直宿直規則（昭和二十八年山口県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は入院患者の病状の急変等への対処、救急の外来患者に関する医療技術業務の処理若しくは看護業務の管理を目的とする勤務」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十三号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の8の項を次のように改める。

8	制	除
---	---	---

別表第一の51の項中「又は断髪用器」を削り、同表52の項を次のように改める。

52	制	除
----	---	---

別表第一の54の項を次のように改める。

54	保健師の職にある職員	白	衣	/年	
		作業服(上)		3年	
		〃	作業服(下)	3年	

別表第一の56の項を次のように改める。

56	制	除
----	---	---

別表第一の58の項を次のように改める。

58	制	除
----	---	---

別表第一の66の項を次のように改める。

66	制	除
----	---	---

別表第一の70の項を次のように改める。

70	制	除
----	---	---

別表第二中

主任ボイラー技士の職にある職員

制がつけられる

を削

る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十四号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十四年山口県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表職員採用選考の成績（助産師、看護師又は臨床工学技士への採用に係るものに限る。）の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に知事が保有するに至った公文書に記録されている個人情報については、改正後の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則別表の規定にかか

ならず、なお従前の例による。

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十五号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年山口県規則第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「先物取引に関する書籍所載」を「先物取引に関する書籍所載、証券所載」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第2号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表山口県立総合医療センターの項を削り、同表中、「山口県立総合医

平成二十三年三月三十一日印刷  
平成二十三年三月三十一日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

療センターを除く。）を削る。

第九条第一項中「及び農林水産政策課」を「農林水産政策課及び森林企画課」に、「岩国基地沖合移設対策室」を「岩国基地対策室」に改め、「流通企画室を含む。」の下に、「森林企画課（全国植樹祭推進室を含む。）」を加える。

第十条第二項の表山口県立総合医療センターの項及び山口県立こころの医療センターの項を削り、同表中「山口県立総合医療センター、山口県立こころの医療センター」を削る。

第十条の二第一項の表山口県立総合医療センターの項を削る。

第十一条第一項の表山口県立総合医療センターの項を削り、同表中「山口県立総合医療センター及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定（「岩国基地沖合移設対策室」を「岩国基地対策室」に改める部分を除く。）は、同年三月三十一日から施行する。

山口県訓令第3号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「企業出納員印」を削る。

別表第一企業出納員印の項を削り、同表室長印の項中「岩国基地沖合移設対策室長」を「岩国基地対策室長」に改める。

別表第三企業出納員印の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。